

平成30年10月9日

発 言 者	発 言 要 旨
<p>佐藤（昇）委員</p> <p>子育て支援課長</p>	<p>保育料無償化に伴い保育士不足が懸念されているが、県内の保育所における保育士確保に向けた県の取組み状況はどうか。</p> <p>県内の保育の状況は、就学前児童のうち、保育所、認定こども園、届出保育施設及び幼稚園で39,560人、昨年度から比べると252人の減である。3歳から5歳までの児童は610人の減である一方、0歳から2歳までは358人の増となったところである。</p> <p>保育士の配置基準において、4歳から5歳では子ども30人に保育士1人、3歳児では子ども20人に保育士1人、1、2歳では子ども6人に保育士1人、0歳児では子ども3人に保育士1人となるため、低年齢児の保育需要が高まると、より多くの保育士を配置しなければならなくなる。</p> <p>そのため、県では3つの観点から人材確保の取組みを行っている。1つ目が新卒保育士の県内への就業促進、2つ目が潜在保育士の再度の就業支援、3つ目が現役保育士の処遇改善である。</p> <p>その主な取組みは、まず、県内就業の促進については、保育士修学資金貸付制度を設け、最大160万円の支援を2年間で行うものである。5年間県内で勤務することで返還が免除になる。また、若年保育士の正規雇用を進めた保育所に奨励金を給付する事業も行っている。</p> <p>次に、潜在保育士の再就業支援については、就職準備資金の貸付事業を行っており、40万円を支援している。2年間県内に勤務すると全額免除になる。また、短時間勤務で仕事に慣れてもらう試用制度を設けている。</p> <p>最後に、保育士の処遇改善の取組みについては、保育所に対し経営支援を行うモデル事業を行っている。</p> <p>今後も、これらの事業を総合的に実施していく。</p>
<p>佐藤（昇）委員</p>	<p>保育士については、ハローワークに求人を出しても応募がない状況になっている。以前から提案しているが、保育士や介護士を対象としたジョブカフェを実施してみてもどうかと思う。</p>
<p>佐藤（昇）委員</p>	<p>ノーベル医学生理学賞を受賞した京都大学の本庶教授が研究したオプジーボについて、その仕組みや薬価の状況を教えてほしい。</p>
<p>薬務・感染症対策室長</p>	<p>オプジーボの働きについて、がんと免疫の関係から説明する。体の中に侵入してくる細菌やウイルス、がんなどから体を守ってくれるのが免疫といわれるものである。免疫は、常に体の中を監視しており、がん細胞などの異物を見つけると、攻撃して体から取り除こうとする。そのがん細胞への攻撃の中心となるのがT細胞と呼ばれるものである。一方、がん細胞もT細胞の攻撃から逃れる能力を持っている。がん細胞は、PD-L1という物質を作り、T細胞にできるPD-1という物質に結合して、T細胞の働きにブレーキをかけ、がん細胞を攻撃できないようにしている。</p> <p>そこで、オプジーボの働きであるが、オプジーボがT細胞のPD-1にあらかじめ結合することにより、がん細胞が作るPD-L1と結合することを防いでしまうというものである。これによりT細胞はがん細胞からブレーキをかけられることなく、攻撃できるようになるという仕組みである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（昇）委員	<p>薬価については、オプジーボ100mg/10mLの1瓶で平成26年9月、悪性黒色腫の適応により、729,849円で薬価に収載された。</p> <p>その後、29年2月に非小細胞肺がんへの適応拡大による販売の急増で、医療保険財政への影響の懸念から見直しが行われ、364,925円となり、50%の引き下げとなった。</p> <p>30年4月には278,929円に引き下げられ、さらに11月には173,768円になる予定であり、当初の薬価収載から76.2%の引き下げとなる。</p> <p>マスコミ報道において詳細な報道がなく、夢のような薬とのイメージが先行しており、薬価の問題、服用による副作用や後遺症などの課題が周知されていないと思う。</p> <p>7種類のがんに限定して効果が認められているということもあまり取り上げられていない。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>オプジーボの効能については、悪性黒色種、非小細胞肺がん、腎細胞がん、胃がんなど7種類のがんに効果があるとされている。</p> <p>これらについては、医療保険が適用され、同じような働きを持つその他5種類の薬についても、国内での使用が承認されている。</p> <p>しかし、オプジーボの添付文書にある臨床成績では、患者の状態にもよるが、悪性黒色腫で23%から29%、非小細胞肺がん20%から26%の患者に効果があったとし、全ての患者に効果があるというものではない。</p> <p>また、これまでの抗がん剤治療とは異なった重症筋無力症や1型糖尿病などの副作用が報告されており、注意が必要である。</p> <p>そのため、オプジーボの投与にあたっては、医療機関においてかなり厳しく投薬管理が行われることになっている。そのうえで、緊急時において十分な対応ができる医療機関において、十分な知識や経験を持つ医師の下で投与が適切と判断される患者のみに投与されることとなっており、そのためのチェックリストがある。</p>
佐藤（昇）委員	<p>県立病院におけるオプジーボの投与状況はどうか。</p>
県立病院課長	<p>県立病院では中央病院と新庄病院でオプジーボを投与しており、全体の8割が中央病院で使用している状況となっている。中央病院では、平成29年4月から30年9月までで87人の患者に投与している。多いのは肺がん、腎臓がん、頭頸部がんの順となっている。</p> <p>副作用については、日本全体として経験も浅いことから、十分な症例が積み上がっていないという課題がある。ドクターや看護師等の体制が確保されている場合に投与しており、投与後も経過観察を確実にしている。</p>
佐藤（昇）委員	<p>高齢者施設の避難経路策定状況についてどういった状況か。</p>
長寿社会政策課長	<p>平成28年8月の豪雨災害により、岩手県岩泉町のグループホームにおいて9人が亡くなったことを受け、厚生労働省から避難経路策定等についての通知が出された。この中で、施設において非常災害対策計画を立てることが、行政指導に位置付けられた。</p> <p>県内約900施設が指導対象であるが、策定状況を確認したところ、回答のあった施設のうち約9割が作成済みであった。特に、特別養護老人ホームについては、1箇所を除き策定していた。一方で、通所施設については、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（昇）委員	<p>計画策定が遅れている状況であったことから、今後、県では実地指導の際に強く策定を働きかけていく。</p>
子育て支援課長	<p>幼児教育における障がい児支援について、専任の教員が配置されていない状況にあると聞かすが、県ではどのように対応しているのか。</p>
子育て支援課長	<p>障がい児に対する保育教育の状況については、厚生労働省が年1回調査しており、平成29年度の県内保育所における障がい児数は648人である。障がい児に対する保育について、現場での対応は、障がい児1人につき保育士1人が対応しているのが実態と聞いている。現在、障がい児2人につき保育士1人の配置基準で地方財政措置がなされている。県では、政府に対する施策提案において、この制度の改善を求めている。</p>
子育て支援課長	<p>また、29年度の私立幼稚園における障がい児数は128人である。国と県の補助制度があり、国では障がい児2人以上で保育士1人分を補助対象にしているが、国の補助対象外の障がい児が1人しかいない園については、県単独で補助している。届出保育施設については、国の補助制度がないので、県で補助している。</p>
佐藤（昇）委員	<p>現場では、障がい児が1人転園してくると大変だという声があるので、引き続き適切な対応をお願いする。</p>
佐藤（昇）委員	<p>平成30年9月に岐阜県の養豚場で豚コレラが発生し、野生イノシシからも豚コレラが検出されている。本県における野生イノシシへの対応状況はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>岐阜県の事例を受けて、農林水産省から県の畜産担当部署に防疫対策の通知が出ており、死亡した野生イノシシを発見した場合、野生生物担当部局と連携して豚コレラの検査を実施することとなっている。</p>
みどり自然課長	<p>豚コレラの検査は、村山総合支庁の家畜保健衛生課が行うことになるが、死亡したイノシシを発見した場合の窓口は鳥獣担当が行うこととしており、発見者からは市町村の鳥獣担当部局、もしくは総合支庁環境課に第一報をもらい、それ以降、県の畜産担当部署で対応することとしている。</p>
みどり自然課長	<p>このため、死亡したイノシシを発見した場合の窓口対応について市町村及び総合支庁に依頼するとともに、県猟友会に対し、死亡したイノシシを発見した際の連絡等についての協力を依頼している。</p>
みどり自然課長	<p>併せて、県のホームページに「死亡した野生いのししを見つけたら」と題して連絡先等を掲載し、一般の方への周知を図っている</p>
佐藤（昇）委員	<p>県内でもっと周知することが必要である。</p>
佐藤（昇）委員	<p>また、豚コレラの感染が爆発的に広がることがないように、封じ込め対策等について考慮してほしい。</p>
渡辺委員	<p>子育て支援医療給付制度について、県内全ての市町村で中学3年生まで入院・外来ともに無償となっており、さらに対象を拡充する動きがあるが、現状はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>子育て支援医療給付制度の県内市町村の状況については、平成30年7月現在、18歳まで入院・外来ともに無償化しているのは14市町村である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渡辺委員	<p>県の制度では、入院は中学3年生まで、外来は小学3年生まで支援しているが、全国的にはどのような位置にあるのか。</p>
子ども家庭課長	<p>都道府県の子育て支援医療給付制度の状況について、平成30年4月現在、一番多いのが入院・外来ともに就学前までが17府県、次いで入院・外来ともに中学3年生までが8都府県という状況である。本県の位置としては中位よりも若干上の所と認識している。</p> <p>なお、本県では24年度から所得制限を撤廃しているが、都道府県によっては所得制限や一部負担金を設定しているところがある。</p>
渡辺委員	<p>県の子育て支援政策として進めてきている事業であり、14の市町村が18歳まで無償化している中で、県としてもっと前に進めていくべきと考えるがどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>本来、子どもはどこで生まれ育っても等しく大切に育てられるべきであり、安心して子どもを生み育てることができる環境を保障するのは、政府の責務であると考えている。このため、県では、毎年度、政府に中学生まで無償となる全国一律の制度を創設することを提言している。</p> <p>子育て支援医療給付制度は、乳幼児の健康な発育の支援と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る重要な施策であり、これまでも市町村への助成内容の拡充に順次努めてきたところであるが、制度拡充については、少子化対策全体を推進する中で、財政状況も見極めながら総合的に検討していく必要があると考えている。</p>
渡辺委員	<p>子育て支援医療給付は、基本的に国がやるべきだと思う。医療や健康も国民生活の基本的な部分であり国が責任をもって財源を確保して措置しなければならない。</p> <p>しかし、政府が制度創設に着手していない中においては、県の支援制度は、子どもの養育環境にとって重要な政策であることから、優先度を上げて強化してほしい。</p>
子ども家庭課長	<p>少子化対策や子育て支援としての経済的負担の軽減には様々な施策があり、その中でも医療費助成は重要な施策であると考えているが、全体の中でどこに重点を置くかは大きな政策判断であり、総合的に検討していきたい。</p>
渡辺委員	<p>ひきこもり支援について、もっと突っ込んだ支援が必要であるという声があるが、県の訪問支援については、どういう状況か。</p>
障がい福祉課長	<p>訪問支援については各保健所が実施しており、平成29年度は、15人に対し、延べ57回行った。</p> <p>訪問支援については家族や本人のタイミング、また、支援者の技術によっては状況が悪化することもあるため、専門的な知識を持つ保健師が信頼関係を構築しながら、本人若しくは家族の同意を得た上で実施している。</p>
渡辺委員	<p>国のひきこもり支援事業の予算の中で、ひきこもり地域支援センターの充実強化が謳われているが、各総合支庁単位の支援ではなく、県の自立支援センター「巣立ち」の機能強化により、市町村への支援強化を示すべき</p>

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>ではないか。</p> <p>ひきこもり地域支援センターは、本県では自立支援センター「巣立ち」が役割を担っている。</p> <p>「巣立ち」については、ひきこもり支援のコーディネーター2人を配置し、相談支援を実施している。県内に一箇所の設置であり、県内全体を訪問することはできず、一次相談を受け付ける場所と位置付けており、訪問支援については各地域の実情が分かっている保健所で実施するものと役割分担を行っている。</p> <p>市町村への支援についても、専門研修が一つの支援策であるが、各保健所で実施している。</p> <p>本県の場合は、「巣立ち」、各保健所、NPO法人及び市町村のそれぞれが連携して対応しているところである。</p>
渡辺委員	<p>ひきこもりに対する訪問支援について、当事者や当事者の親に届いていないと感じている。自立支援センターも含め、制度の周知を進めてほしい。また、最終的には就労まで繋がるような道筋を作してほしい。</p>
障がい福祉課長	<p>「巣立ち」のPRを実施しているつもりであるが、まだまだ周知不足であると認識した。訪問支援について、望む方に確実に届くように実施していきたい。</p> <p>また、ひきこもり支援の取組みは、県庁複数各課にまたがっているため、これまで以上に連携しながら進めていきたい。</p>
渡辺委員	<p>ひきこもり支援が充実強化するように要望する。</p> <p>県の広域的な役割が必要となる場面もあると思うので、市町村とも連携を深めていってほしい。</p>
渡辺委員	<p>化学物質過敏症について、難病指定もなく保険適用もないが、県の認識状況はどうか。</p>
健康づくり推進課長	<p>化学物質過敏症に限った政策はないが、アレルギー対策全般については、厚生労働省において、アレルギー疾患に対応した医療体制を整備するという動きがある。</p>
渡辺委員	<p>国でも情報収集や治療方法確立の段階といった状況であるようだ。</p> <p>しかし、実際には患者が存在しており、県として課題認識を持ってほしい。都道府県によっては、化学物質過敏症をホームページでお知らせとして周知しているところもある。</p> <p>患者は外出できないため、声を挙げられない。存在を分かってもらうだけでも安心すると言っている。</p> <p>県として化学物質過敏症を認識し、県民に周知してほしい。</p>
健康づくり推進課長	<p>アレルギー対策については、県の保健医療計画にも盛り込んでいるので、その中で取り組んでいきたい。</p>
木村委員	<p>先日の日本経済新聞で小学校4年生の半数がスマートフォンまたは携帯電話を利用しているということであった。県内におけるSNSに起因す</p>

発 言 者	発 言 要 旨
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>る児童生徒の被害状況はどうか。</p> <p>SNSに起因する被害状況は、18歳未満の児童生徒で、平成29年度、全国では1,813人で、前年度から77人増加した。本県では16人で、前年度から2人の増加である。</p>
木村委員	<p>被害にあった児童数が増加している現状にある。青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境を整えるため、国ではどのような対策を行っているのか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>内閣府によると、被害児童の9割がフィルタリングを利用していなかった。本県も同様の傾向であった。</p> <p>こうした状況を受け、本年2月に青少年インターネット環境整備法の改正法が施行され、フィルタリングの利用促進を図るための措置が講じられた。</p> <p>具体的には、携帯電話会社や販売店等が、契約者に対し、契約時に使用者が青少年か確認する義務を課したほか、フィルタリング利用の必要性についての説明義務を課すなどの改正がなされた。</p>
木村委員	<p>自画撮りについて、児童が自分の裸体を写真で撮りメールで送信するという行為が問題になっている。</p> <p>自画撮り被害の県内での状況はどうか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>県警察本部少年課によると、平成29年に児童ポルノ事件で被害にあった児童のうち自画撮り被害は、全国で515人と、前年度から35人増加した。本県では、25年に1人であったが、29年では8人まで増えている。</p>
木村委員	<p>自画撮り被害に対して国の対策はどうか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>平成11年に制定された児童ポルノ禁止法で、いわゆる児童ポルノの所持、保管、提供及び製造等を禁止している。</p> <p>しかし、児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする児童の性的搾取は増加傾向にあることから、昨年4月に、犯罪対策閣僚会議において、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」を決定し、国を挙げて、児童が守られる社会の実現を目指すこととしている。</p>
木村委員	<p>SNSに起因する被害児童の増加を受けた県の取り組みや対策の検討状況はどうか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>本年2月に、改正された青少年インターネット環境整備法は施行されているが、SNSに起因する被害児童数は増加している。特に、青少年本人、保護者と直接接する事業者への対応が非常に大事だと考えている。県としても一段上の措置を講じなければ実効性が保てないと考えている。</p> <p>また、自画撮り被害についても、法律は施行されているが、自画撮りについては明確な法律上の規制がないため、被害児童が近年急激に増加している。法律に上乗せした規制が必要であると考えており、青少年健全育成条例の改正などを念頭に検討していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
木村委員	他の都道府県における条例改正や条例改正の検討状況はどうか。
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>青少年インターネット環境整備法に関わる条例改正については、26都道府県で改正済みとなっている。また8県で検討中とのことである。</p> <p>また、自画撮りについては3都府県が改正済みであり、改正予定が17県となっている。</p>
木村委員	<p>自殺対策については、これまで各保健所が中心となっておこなっていると認識しているが、一般質問における健康福祉部長の答弁で、心のサポーターの養成に取り組むとあったが、この目的について詳しく説明してほしい。</p>
地域福祉推進課 長	<p>平成19年に国の大綱で、重点施策の一つとして挙げられたものであり、県では20年から養成しているものである。心のサポーターは地域や職場等で悩みを抱えている方の自殺の危険を示すようなサインに気づいて適切な対応を行う方を増やしていこうという取組みである。29年度までに3万人を超す方が講習を受けている。</p>
木村委員	<p>本県の自殺者数は減少傾向にあるが10万人あたりの自殺率は全国的にみて高い水準にある。</p> <p>相談体制の連携強化が重要であると考えているが、その取組みの一つであるモデル事業を今年度、米沢市で始めたが、その経緯と窓口の体制はどうなっているのか。</p>
地域福祉推進課 長	<p>相談窓口のネットワーク化については、個人情報保護の観点から情報が相談窓口から他の相談窓口につながりにくいという課題がある。自殺については、様々な悩みがあって、それらが重なって自殺に至ることになるため、悩みを持った方が窓口に来たら、確実に自殺相談窓口につながりという取組みを始めたところである。</p> <p>自殺率が一番高い最上地域で行う予定だったが、諸般の事情により、米沢市が手を挙げたところである。</p>
木村委員	相談員の配置状況はどうか。
地域福祉推進課 長	<p>専門の相談員を配置するのではなく、税務の職員、生活保護の職員、住宅や教育に関する職員がそれぞれの窓口で相談を受けて、そこで聞いた悩みを共有できる仕組みを作るとというのが、今回のモデル事業の内容である。</p>
木村委員	今後どのような展開を予定しているのか。
地域福祉推進課 長	<p>今年度米沢市で実施し、置賜保健所で管内市町村と情報を共有しながら、様々な課題を抽出し検討した後に、来年度以降、県内の他地域に展開していきたい。</p>
木村委員	<p>自殺は誰にでも起こり得ることであり、体制を強化してほしいが、実効性が伴わなければ意味がない。そのためにも制度や窓口の周知、啓発が必要であると思うがどう取り組んでいくのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
地域福祉推進課 長	<p>県民への周知については、強化月間などを設けて徹底していきたい。 また、自殺対策計画の進捗管理をしっかりとって、来年再来年と対策を強化し、効果を上げていきたい。</p>